廃棄物処理法の見直し作業が最重要テーマ

産廃行政　今年度の重点施策

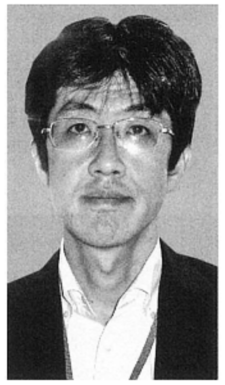

環境省　産業廃棄物課長

角倉　一郎 氏に聞く

今年度は5年に一度の廃棄物処理法の見直し時期に当たっており、産業廃棄物行政においても処理法見直し作業が最重要テーマとなっている。今回の見直しでは「適正処理の推進」、「規制措置の見直しおよび優良事業者育成に係る措置」などが議論の柱となる。また、大きな問題となった食品廃棄物の不適正転売事案に対する再発防止に向けた取り組み、計画的処理完了期限まで待ったなしとなった高濃度PCB廃棄物の処理促進など、今年度も課題が山積している。環境省の角倉一郎産業廃棄物課長に、今年度の重点施策について聞いた。（黒岩修）

食品廃棄物の不適正処理再発防止を徹底

PCB廃棄物処理を加速

――今年度重点的に取り組む事項は。

「今年度の取り組みで最も大きいのは、やはり廃棄物処理法の見直し作業だろう。5月19日に廃棄物処理制度専門委員会の初会合が開催され、見直し作業がキックオフした。全国産業廃棄物連合会からもすでに見直しに関する要望をいただいており、それらも踏まえて廃棄物処理法の見直し議論を進めていくことになる。

第1回会合では見直しの柱として『適正処理のさらなる推進』『廃棄物処理法に基づく各種規制措置の見直しおよび優良な処理業者のさらなる育成に係る措置』『廃棄物の排出抑制等および廃棄物処理分野における温暖化対策の強化』『廃棄物等の越境移動の適正化に向けた対応』の4つを示した。規制強化と規制緩和の両面があるが、廃棄物処理法を経済の実態に合わせていくことを進め、優良な事業者のビジネスを阻害している部分があるとすればそこは改めていく。逆に悪質な事業者が法の隙間を縫って不適正処理しているような部分については、規制を強化していく必要がある。

適正処理のさらなる推進という事では、われわれにとってダイコーの食品廃棄物不適正転売の事案は大変ショックな事案であった。こうしたことについて、廃棄物処理法の仕組みが本当にうまく機能していたかという事も含めて今後議論していかなければならないだろう。また、廃棄物処理法は廃棄物の適正な処理に関する法律なので、市況により廃棄物該当性が変わってしまうと、廃棄物であれば厳しい規制がかかるが廃棄物でなければ規制の対象外であるという状況だが、そうした中で有害性の高い物品というものがいくつかあるので、それらにどのように対応していくかという事も考えなければならない。

適正処理の推進という意味では、電子マニフェストの普及率を今年度中に50%とすることを目標に掲げているが、現在まだ43%程度にとどまっているので、これをどのように上げていくのかという事も課題の一つだ。以前は年間5%程度の伸び率だったが、この2年は4%、3%と伸び率が鈍化してきている。あと1年弱で7%というのは厳しい数字なので、どうすべきか考えていかなければならない。

一方で各種規制措置の見直しの検討や、優良な廃棄物処理業者がより競争力を向上させていくための取り組みなどを推進していくことが必要だ。廃棄物処理法の規制の合理化の観点から見直すべき措置についてはもちろん検討していくが、多くの方から要望をいただいている優良な事業者のさらなる育成の観点から取り組むべき措置を検討していくことが重要だと考えている」

――前回改正で優良産廃処理業者認定制度が創設されたが。

「優良産廃処理業者認定制度は認定業者へのメリットが十分ではなく、優良な事業者を後押しする力が弱いのではないかというご指摘を多く受けている。こうした事業者に対する措置を考えてほしいという事は全産廃連からも要望をいただいている。

優良認定業者は現在事業者数でみると1004者となっている。全国の産廃業者は最終処分が1200～1300、中間処理業者が1万2千～1万3千、収集運搬業者が10万社以上存在する中での1004者ということで考えるとまだまだ少ないが、十分なメリットを提供できていないにもかかわらず1004もの事業者が認定を取得しているとも言える。それなのに十分な後押しができていないと強く感じているので、これをどう見直していくかは重要な課題だ。

そのほか、廃棄物分野で地球温暖化対策としての取り組みを検討していくことも必要だ」

――廃棄物の越境移動の問題は。

「最近、有害物質を含む使用済み家電が混入した金属スクラップ、いわゆる雑品スクラップが重機などで破砕され、国内でリサイクルされずに海外に流出しているという事例が数多く見られている。家電4品目は国内でリサイクルされなければならないが、その約1割が海外に流出しているのではないかと言われている。こうしたことにどう歯止めをかけるかということは、廃棄物処理法の問題でもありバーゼル法の問題でもある。

さらに使用済み鉛蓄電池が海外に相当量流通してリサイクルされているが、この結果、国内の非鉄製錬業者が鉛のリサイクル資源を確保できず、国内のリサイクル網が維持できない状況となって来ている。現在は市況が良い中で海外に輸出されているが、市況が悪くなると海外に輸出できなくなり、国内でだぶつくことが予想される。その時に国内で処理する体制が崩壊しつつある。現在、全体の4割程度が海外に流出していると言われているが、それらを全てバーゼル法に基づいてしっかり管理できているかというと、必ずしもそうではなく、輸出先でどのような処理がされているのかチェックできる仕組みになっていない。

また、バーゼル条約に基づくシップバックで、わが国から不適正に輸出された使用済み家電や雑品スクラップが送り返されるという事例が頻発し始めており、日本が公害輸出国になりつつある。一方で、電子部品スクラップの廃電子基板は貴重な金属資源が含まれておりリサイクルに適しているので、途上国などから輸入し国内の非鉄製錬業者が処理して有用金属を取り出すリサイクルビジネスを行っているが、EUなどはそうしたものをすぐに輸入できる仕組みを整えているのに対し、日本はそうした特例的な仕組みを整えていないので、日本の業者は国際競争に勝てずリサイクル資源をうまく調達できないという状況にある。日本は高い技術を持っているので環境上適切に処理し有用金属を取り出すという、日本がアジアにおけるハブ機能を果たし国際貢献するというのは非常に良いことだと思うが、それが十分できる仕組みになっていない。こうした部分も検討していきたい。

廃棄物等の輸出入に関しては、廃棄物処理法とバーゼル法の両方に係る問題なので、バーゼル法の見直しと併せて廃棄物処理法の見直しも議論していきたいと考えている」

――そのほかの事項は。

「全国産業廃棄物連合会からも要望をいただいているが、規制が厳しすぎて優良な事業者のビジネスを阻害している部分があるということが指摘されている。例えば、廃棄物処理施設を環境負荷の少ない最新の施設に建て替えようとしても、公告・縦覧して住民同意を得て、3～5年かけて許可を取得しなければならないという、新規事業者が最初から行うのと全く同じ手続きを求められる。

せっかくいいことをして企業競争力を高めるために最新の設備を導入しようとしても、なかなか思うように進めることができないという状況がある。こうしたところを改善してほしいという声が多く上がっており、優良業者の育成の観点から取り組むべき措置の中での大きな課題の1つとなっている。

廃棄物処理法は基本的には性悪説に基づいて、悪質な事業者を念頭に置いて抜け道をふさいで不適正な処理ができないよう規制して厳しく監督していくというのが基本となっている。しかし、優良な事業者からするとそうした規制がかえって事業活動を制限し、優良業者の成長を妨げることになっているというご指摘がある。そこは何らかの配慮を考えていく必要があるだろう。

いずれにしても廃棄物処理法の見直しは5年ごとに行っているので、経済の実態と廃棄物処理法でずれが生じている部分を見直していくというのが基本だ。それには規制が不十分で問題が起こっている部分の手当てをしていくことと、規制が現実のビジネスを阻害している部分を見直していくという2つの面がある。規制を緩めるというよりは、実態に合わせるということだ。環境保全の水準はしっかりと守っていかなければならないので、それを果たしつつ実態に合わせていくということが重要だ」

――今後の検討の進め方は。

「処理制度専門委員会で年内をめどに報告書を取りまとめて制度改正につなげていきたいと思っている。次回（15日）から関係者のヒアリングを行っていく。都道府県、日本経済団体連合会、全国産業廃棄物連合会、全国都市清掃会議、日本建設業連合会から意見聴取を予定しているほか、中小規模の排出事業者の観点からも意見聴取を行っていく予定だ。今出ている論点はわれわれが考えたものであって、これで全て網羅されているとは思っていない。関係者の方々の意見を聞いて論点整理を行った上で、それぞれの論点について議論し、その成果を制度見直しにつなげていければと思っている。できるだけ多くの意見を聞き、皆さんが納得できるような案を作っていければと考えている」

――その他の取り組みは。

「ダイコーの問題を受けて3月に再発防止策を公表したが、これを一つひとつ着実に実行していかなければならない。ダイコーの事案は電子マニフェストの虚偽報告であり、紙ではなく電子マニフェストでこうしたことが起こったのは我々にとってもショックなことであった。このため電子マニフェストについて、不正を検知できる情報処理システムの導入を検討していく。例えば処分量と受託量に矛盾がある場合など、何かおかしなことがあればすぐに排出事業者に通知できる仕組みを検討している。

廃棄物処理業者に対しては抜き打ちの立ち入り検査などにより監視体制の強化を図るとともに、処理状況の徹底した情報公開を求めていく。また、排出事業者責任の徹底という観点では、排出事業者に対して、農林水産省と共同の取り組みとして食品廃棄物の排出に際してそのまま商品として転売できないような形で廃棄することを要請し、食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインを策定していく考えだ。また、食品リサイクル法における判断基準省令の見直しを検討していく」

――PCB廃棄物処理の推進も課題だが。

「PCB特別措置法が改正されたので、これに基づいてしっかりと取り組んでいくというのがもう一つの大きな課題だ。高濃度PCB廃棄物の処理期限は中間貯蔵・環境安全事業（JESCO）の事業所ごとで決まっており、処理期限が最も早いのは北九州事業エリアで2018年度末までにトランス、コンデンサの処理を終えることとなっている。

今回の法改正では使用中のものについても廃棄を義務付けし、それらについても期限内に処理を終えるというかなり思い切った措置に踏み切っている。JESCOの各事業所は地元自治体との約束で、期限を過ぎたら処理施設をたたむこととなっている。JESCOでの処理がスタートした当初は16年3月に処理を終える計画だったが、想定以上に時間がかかることが分かり何とか地元の方々のご理解をいただいて期限を延長することとした。国は新たに定めた期限については絶対に延長しないということを約束しているので、何としても処理を終えなければならない。

しかしまだ大量に残っている状況で、特に問題なのがPCB廃棄物は法律で届出が義務付けられているが、まだ届出されていないものが多くあるとみられることで、現在その掘り起しに取り組んでいるところだ。また、今回使用禁止が義務付けられたので、確実に廃止させて廃棄物となったものは確実にJESCOに処理委託するということを進めていかなければならない。

北九州事業エリアについては、もう2年と9カ月しかない状況で全数把握がまだ完全に終わっていないので、どのように処理を加速させていくかが課題だ」

――熊本地震での災害廃棄物対策については。

「産廃処理業者の方々に速やかに対応しご尽力いただいており、大変感謝している。災害廃棄物に関する部分について廃棄物処理法を昨年改正したのと併せ、産廃処理業者の方々も含めたネットワークを構築して災害に迅速に対応できる体制を整備してきたが、それがうまく機能して、熊本県のみならず他の周辺地域の産廃協会の方々にも協力していただき迅速に対応することができたと思っている」

――産廃処理業界に期待することは。

「循環型社会の構築、日本経済の発展、さらには国民一人ひとりの生活インフラという観点からも産廃処理業の果たす役割は極めて大きいものだと思っている。環境省としても最大限皆さんの取り組みを後押ししていきたいと思っているので、事業者の皆様も引き続きこれまで同様各地での取り組みを進めていただきたい。そうした事業者の皆様の一つひとつの努力が、産廃処理業界全体に対する社会的評価の高まりにもつながってくるであろうし、業界全体の果たしている役割にふさわしい社会的評価につながるよう環境省としても頑張っていきたい」

平成28年6月15日
環境新聞